

【平成25年第3回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成25年10月3日 総務委員長 尾作 均

○「議案第96号 川崎市債権管理条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*生活困窮者への納付相談のあり方について

一般的に、滞納者の納付相談に当たっては、生活状況、納付能力を考慮し、支払能力に応じて、納付方法を決定しているが、生活困窮者に関しては、個々の事情を考慮し、きめ細かに対応することが重要と考えている。今後も研修等を行い、各部署で適正な債権管理が行えるよう努めていきたい。

《意見》

*滞納者の中には、生活費等を切り詰めて、なるべく生活保護を受けないよう努力しながら納付している滞納者もいる。高圧的に納付を促されるケースも生じていると聞いており、滞納者の生活実態等を考慮し、きめ細かな対応を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第97号 川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第98号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第106号 川崎市土地利用審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第108号 上丸子小学校改築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*仮設校舎使用期間の多摩川河川敷における体育倉庫の設置等の検討について

仮設校舎使用期間における体育の授業については、多摩川河川敷にある少年野球場を利用しているが、体育用具については、仮設校舎から持ち込んで使用する方法を採っている。今後の対応については、小学校の運用状況等を鑑みつつ、調整を図っていきたいと考えている。

《意見》

*仮設校舎の使用期間中については、体育館は使用可能であるが、運動場については離れた場所にある多摩川の河川敷を使用しなければならず、不便であると思われる。児童が休み時間を有効に活用できるよう、多摩川河川敷で運動を行う際に

は体育用具等を持ち込みやすくするなど、小学校の意見等と調整を図りながら、きめ細かく対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第109号 子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の締結について」
- 「議案第110号 子母口小学校・東橋中学校改築電気その他設備工事請負契約の締結について」
- 「議案第111号 子母口小学校・東橋中学校改築空気調和その他設備工事請負契約の締結について」

《一括審査の理由》

いずれも子母口小学校・東橋中学校の改築工事に関する内容であるので、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 子母口小学校敷地の地質調査結果及び調査結果後の基本設計について

地盤の強度や土質については、地質調査により、地盤面より1から2メートルの表土部分は、軟弱な埋土層だが、その下部は粘性土と砂質土で構成され、地盤面より2.6メートル付近には、十分な強度のある砂れき層があることが分かった。改築校舎の基礎の設計に当たっては、地盤状況を考慮し、建物の安全性の検討を行い、地盤面より2.6メートル付近を支持地盤として、周辺住民に配慮した低振動、低騒音工法により杭を埋設する設計を行った。

* 地下水対策について

地下水位については、地盤面より約1メートルから1.5メートルと、浅い位置で確認されている。建物基礎の深さは約3メートル必要であることから、掘削時の排水に伴って近隣の地下水位が低下することによる地盤沈下を防ぐため、掘削を行う際の土留めには、地下水の流入を抑制する効果のあるシートパイル工法を採用し、施工を行う予定である。

* 家屋調査について

公共建築工事を行い、振動等によりひび割れ等の被害が生じた際に原因となった工事を特定するために、解体工事、改築工事等の工事の前後に家屋等の現況調査を行っている。子母口小学校の解体工事の際には、事前調査として平成25年4月から6月までの間、子母口小学校敷地の近隣家屋28件について調査した。今後、事前調査を行った家屋については事後調査を行う予定であり、また改築工事、東橋中学校の旧校舎の解体工事及び屋外附帯工事についても、近隣住民に不安を与えないよう、工事敷地近隣の家屋調査を行っていきたいと考えている。

* 家屋調査を行っていない住民からの相談や申し出等への対応について

家屋調査の調査対象から外れた市民から、家屋のひび割れ等について相談や申し出があった場合は、住民、市担当者及び施工者立会いの上、損傷の状況を確認し、工事に起因する損傷であると認められた場合には、ひび割れの補修を

行う等、適切に対応していきたい。

*** 子母口小学校敷地近隣の家屋調査対象の拡大について**

解体工事が最も振動が生じ、家屋のひび割れ等の被害を生じさせる恐れがある工事であると考えているため、現状としては、子母口小学校敷地近隣の家屋調査対象の拡大は考えていない。

*** 議案第110号に関する電気その他設備工事の入札状況について**

本工事の予定価格は税抜きで7億1,003万5,000円であり、入札金額は5億7,570万円で落札率は81.08%である。入札金額が90%を下回ったため、低入札価格調査を行ったが、工事の品質に関しては、特に問題がないものと考えている。

*** 新築校舎の利用人数の増加に関する対応について**

新校舎については、小学校、中学校それぞれ異なる位置に正門を設けており、校舎の入口については、小学校の昇降口は1階、中学校の昇降口は2階として動線を分けている。教室の配置については、共同で使用する部分を除いては小・中学校それぞれ分けた配置を予定している。また、校舎の廊下幅については、通常よりも約1メートル拡張し、大人数の利用においても、スムーズな移動が可能となるようにする予定である。その他の点においても、設計上の工夫だけではなく、教員の意見も聞きながらソフト面とハード面が一体となった対応により、良好な教育環境を確保していく予定である。

*** グラウンドの使用方法について**

グラウンドについては、中央に可動式の間仕切りを設置し、北側を小学生、南側を中学生が使用する形式を想定している。状況に応じて、間仕切りを移動し使用することとし、地域開放についても対応が可能と考えている。

*** 学校の適正な規模について**

学校の適正な規模については、その学校の置かれている環境などによって様々であると思われるが、過大規模と過小規模の学校については、是正し、より良い教育環境をつくっていくべきと考えている。今回の新校舎については、全体で2,000人が利用する規模であるが、学校運営に関する心配はないものと考えている。

*** 学校の大規模化により発生が懸念されるいじめや校内暴力への対応について**

学校の規模により、いじめや校内暴力が発生するものとは一概には言えないと考えているが、より多くの教員間で共通理解を図りながら、同じ教育方針の下で、きめ細かな教育活動を進めていくことが重要だと考えている。特に本校については、小・中学校の教員が一体となって教育を行える環境となるため、その状況を積極的に活用した学校運営を行えるよう支援していきたいと考えている。

*** 小学校の仮設校舎の利用状況について**

今夏は猛暑であったが、状況に応じて冷房等を使用しており、仮設校舎の利用による問題はないと考えている。

*** 仮設校舎通学における路線バスの定期券の支給について**

路線バスの定期券については、坂道等により通学に負担がかかると思われる地域の児童を対象として支給することとしている。

* 国所有の蟹ヶ谷住宅公務員宿舎の売却について

蟹ヶ谷住宅公務員宿舎については、国から平成24年11月に売却方針が公表されたが、その後の具体的な動きについては、現在のところない状況である。

《意見》

* 改築工事に当たり今後住民説明会等が行われると思われるが、周辺住民等の意見を聞いて、適切に対応してほしい。

* 議案第110号に関する電気その他設備工事については、低入札によるものであるが、電気設備に関しては壁の中に埋め込まれるなど、異常箇所が判明しにくいものであると思われる。校舎は長期にわたって使用するものであるため、工事完了後についても適切に管理してほしい。

* 子母口小学校・東橋中学校の合築整備計画が公表された時期から主張しているが、校舎利用の適正な規模は500人だと考えている。本校舎はその4倍の2,000人が利用するものであり、適正な規模とは考えられず、議案3件については賛成できない。

《議案第109号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第110号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第111号の審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第117号 平成25年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「請願第61号 「学校施設開放における体育館利用の受益者負担の適正化」における子どもが主体の団体使用に対する減免処置に関する請願」

○ 「請願第63号 「学校施設開放における体育館利用時諸経費の受益者負担の適正化」に関して、小学生対象利用団体に対する適用免除・減免の措置に関する請願」

《一括審査の理由》

いずれも学校施設開放における体育館利用時の受益者負担に関する内容であるので、2件を一括して審査

《請願の要旨》

学校施設開放における体育館利用の受益者負担について、小学生を対象としたスポーツクラブ活動等の施設利用団体について適用免除・減免措置などの対応を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

学校体育館の施設開放での利用については、受益者負担の適正化により、平成26年1月利用分から、財産条例に基づき教育委員会規則で使用料を規定する。

現在、体育館を利用し、活動している子どもの団体の多くは、スポーツやレクリエーション活動を通じて、子どもの健全育成や体力向上を目的にしているため、これらの活動を支援することは、子どもの健全育成に有効であり、公益性があると考えている。しかし、これらの団体は、子どもからの会費を主な活動資金としているため、使用料が発生することにより、子どもたちのスポーツ、レクリエーション等を体験する機会が減少する恐れがあると考えられる。また、障害者団体の利用についても、活動を通じた地域で自立した豊かな生活や健康増進等への影響が懸念される。

そのため、子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子どもと指導者その他活動を支援する者で構成され、なおかつ構成人数の半数以上が子どもである団体及び障害者の社会参加等を目的とし、主に障害者と指導者で構成される団体については、財産条例に基づき、使用料を免除したいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 活動内容等による使用料の免除について

今回設ける使用料免除の規定は、活動内容等による減免等の規定を設けるものではないため、利用するスポーツ種目等により使用料の免除をするものではない。また、PTAや町内会等の団体が学校や地域などに向けた公共的な活動を行う場合は、学校施設有効活用事業とは異なり、学校の目的外使用許可の対象となる。

* 使用料免除の条件の一つとして、使用する団体の構成人数の半数以上が子どもであることとしたことについて

現在利用している団体の中には、主たる活動は成人の活動であるが、随行した子どもが参加している形態で活動している場合も見受けられる。使用料の免除については、基本的に子どもの健全育成を目的とした団体を対象としており、基準の設定に当たって、一定の基準を設けておかなければ、公平性が保たれないことから、子どもが構成人数の半数以上を占めることを基準とした。

* 使用料免除の申請とチェック体制について

使用料免除の申請については、年に1回行っている団体登録時に申請を受ける予定であり、年度ごとに登録人数等の免除の条件を満たしているかどうか確認し、免除団体の決定を行うこととなる。

* 規則の改定による歳入見込について

平成25年度の1月から3月の3か月分では、使用料免除を適用すると約500万円の減額となり、901万4,000円の歳入を見込んでいる。また、平成26年度以降については、使用料免除を適用すると1,356万7,000円の減額となり、年間で2,422万5,000円の歳入を見込んでいる。

* 使用料の徴収による歳入の充当先について

徴収した使用料については、主に光熱水費等の学校運営費に充当し、活用する予定である。

*** 今後の使用料の金額の見直しについて**

徴収する使用料の金額については、電気料金等の光熱水費や使用料の徴収にかかる費用等を積算して算出するものであるが、積算の基礎となっている電気料金等が、値上がりまたは値下がり等により変動した場合には、適正な金額設定とするため、必要に応じて今後も見直しをしていくべきものと考えている。

*** 1時間当たりの使用料の金額が学校ごとに異なることについて**

使用料の金額については、各体育館の主たる照明のワット数を算出し、それぞれの学校の体育館の電気代を基礎として算出しているため学校ごとに使用料の金額が異なっている。

*** 利用券の販売方法について**

利用券については、個々のコンビニエンスストアと収納委託事務契約をする予定であり、現在交渉を進めている。

《取り扱い》

- ・ 学校施設開放の体育館利用に関する受益者負担において、子どもの健全育成を目的とした使用料の免除規定が設けられる方向性が確認でき、本請願の願意が満たされることとなることから、採択すべきである。
- ・ 会派としては、学校施設開放に体育館利用に関する受益者負担の導入そのものがふさわしいものではないと考えているが、子どもの健全育成のために請願の願意は最低限必要なものであると考えられるため、本請願については採択すべきである。

《請願第61号の審査結果》

全会一致採択

《請願第63号の審査結果》

全会一致採択